

そよかぜだより

第57号
発行 2007.2.18
毎月1回発行
NPO法人
障害者団体連絡会
そよかぜ

http://www.mmjp.or.jp/soyokaze/
連絡先
ひばり園 578-0855
FAX 578-0466
くれよん 578-2575
つくしの家 578-0855
あおぞら 570-6110
(お問い合わせ)
資源回収時のご連絡は
「ひばり園」へ

厚労省・支援法5つの誤解を説明

「法の方向は正しい」

原則1割負担でも実際の負担率は5%

今年一月に開かれた厚生労働省の全国部局長会議で、障害保健福祉部の中谷部長は、障害者自立支援法で総額1200億円の特別対策を講じることについて「制度が複雑になったことにより、一部では誤解が続いている。よく耳にする5点について答えたい」と、以下の5項目について説明しました。

一つは、「1割負担だと、障害が重い人ほど負担も重くなる」との声に対して「原則は1割負担だが上限と各種減免があり、障害が重い人ほど負担率は小さくなるよう配慮してある。実際の負担率は通所・入所平均すると全体で5%程度である」としました。二つは、「サービス利用を

中止する障害者が続出し、事業者は減収で悲鳴を上げている。福祉の後退ではないか」との意見があることに對しては「中止率は14都道府県の調査で平均0・39%にとどまっているし、在宅サービスの給付は伸びている」としました。三つは、「障害程度区分は知的・精神障害を正しく判定できない。低く判定され施設を追い出される人もいるのではないか」との見方に対しては「5年間継続して利用できず、歴代大臣も『5年後にむりやり追い出すことはしない』と明言している」としました。四つは、「自立支援法の予算規模が4000億円程度で

あるのに對し、臨時の改善策に要する予算が1200億円に達したこと、施行後間もないのにこれほど大きな額が必要になるとは、自立支援法に問題があるのではないか」との声に対して「新制度に軟着陸するための特別対策であり、多くの関係者が自立支援法の方向は正しいと認識している」としました。五つは、「政府の財政難を障害者にしわ寄せしている」との声には「財政難にもかかわらず福祉サービス予算の拡充を可能にしたのが自立支援法。だからこれだけの手当てもできた」としました。これらの説明をした上で中谷部長は、「自信を持って施策を実施し、説明してほしい」と呼びかけました。

四月から古紙単価が上がります。そよかぜが取引している業者から連絡があり、今年四月から、新聞が一キロ5円(現行3円)、雑誌が3円(同1・5円)に値上がりします。ダンボールは変わらず(1・5円)です。

ご協力ありがとうございました。
(順不同) 1月の募金 31,327円
18年4月～19年1月の合計 491,543円

トータルサポート東川	様	高橋 典子	様	帯刀 進	様
渡辺 時三	様	とまと美容室	様	小林 有子	様
宮沢 啓	様	井上 誠一	様	島田 吾郎	様
大野 元雄	様	森田 勝	様	田中 稔	様
川崎 利男	様	エイ・アイ	様	関村 理	様
田村 由親子	様	国本 昭治	様	関村 英希	様
田村 千佳	様	渡辺 四郎	様	増田 一仁	様
吉野 満里子	様	濱野 岬	様	川井 幸子	様
石堂 孝一	様	山下 暉枝	様	宇津木 忠雄	様
佐藤 佐夫	様	久松 国夫	様	小沢 達子	様
宇津木 牧夫	様	古沢 奈保美	様	平岡 知子	様
村野 理子	様	橋本 亜紀子	様	永岡 智恵子	様
袴田 実	様	山田 隆章	様	田中 明子	様
下田 コウ	様	清水 賢	様	本間 正彦	様
山崎 六雄	様	清水 知子	様	山影 幸子	様
榎本 正代	様	長谷川キヌ子	様	清水 キヨ子	様
松岡 竹子	様	関谷 孝子	様	尾又 恭子	様
角野 進	様	角野 克子	様	平野 喜子	様
阿部 郁子	様	天満 喜代子	様	斉藤 忠	様
市村酸素(株)	様	竹内 照夫	様	吉沢 弘行	様
ハーサンカワノ	様	アバンバンディックス	様	匿名様(2,160円)	

ご連絡は、ひばり園へ
羽村市五ノ神2-6-7
042-578-0855
くれよん1月の売上げ
995,970円でした。

羽村市内の小学校と中学校の生徒のみなさんが、各学校単位でプルトップ収集にご協力して下さいます。ありがとうございます。

NPO法人 そよかぜの

《資源回収》に

ご協力をお願いします
新聞、雑誌、ダンボール
(ボロは扱っていません)

この収益は「つくしの家」の運営資金などになります。
1月は28,915tでした。金額は353,230円となりました。
みなさまのご協力ありがとうございました。

3月は第3日曜日18日です。
大雨の場合は、次週の日曜日に順延します。

小金井二小事件、八王子地裁で裁判

両親・自閉症の理解を訴える

「心障学級でプロの先生が…」

平成十六年十一月に、小金井市立小金井第二小学校の知的障害児学級生徒（自閉症）が、担任のG教諭から体育館

への出入りを、言葉で厳しく叱責されたあげく、倉庫内にそのまま閉じ込められた結果、体育館倉庫の2階窓から落下

して大怪我を負った事件がありました。教諭は業務上過失傷害の疑いで書類送検されたものの嫌疑不十分として不起訴処分になりました。

この処分に対して両親は審査申し立てをしましたが入れられず「このままでは我が子のみならず、自閉症の子どもたちが安心して学校に通えない」と、当時の校長、担任教諭に対して賠償を求める裁判を地検八王子支部に起こしました。昨年十二月の第一回裁判で両親が意見陳情を行い、その全文が日本自閉症協会が発行している機関紙「プリズム」の一月号に掲載されまし

た。公表されたとはいってもこの機関紙は一般向けのものではないので、ご存知ない方も多いと思います。しかし、その内容は自閉症児を持つ親にとっては人ごととは思えない切実なものですので、以下に要約してお知らせします。

母親の意見陳述

私たちの息子は自閉症という障害を持って生まれました。独り言は話しますが、人と言葉でコミュニケーションをと

ることはできません。息子が就学を迎えた時、息子には人と関わりたいという気持ちがあることを感じました。学校は歩いて通学できる絶好の場所にありました。6年間かけてひとり通学できるようになるかもしれないと夢は大きくふくらみました。

入学当初は、まだ若いG先生に息子のことを良く知ってもらおうと、私もいろいろなことを伝えました。先生の日

ごろの接し方が、言葉に頼っているように見えたので、自閉症は一人ひとり違うことを知って欲しかったのです。そして3年たったころには、息子の性格についても十分理解していただけるようになったと思っていました。そんな頃にこの事故は起きました。

息子は、体育倉庫の中で、言葉で激しく叱られた後、泣きそうな顔で「アアア」といいながら、手を前に出す仕草をしていたそうです。「閉めないで」といえない息子の最大級の表現を無視して閉じ込めたのです。息子はその場からなんと逃げようとして窓から落ちました。5メートルを超す高さから落ちた息子には、死の危険さえありました。それなのに救急車も呼んでももらえなかったのです。

自閉症の子どもが通院するということは、普通では考えられない苦労がたくさんあります。息子の口の中の状態は想像を超えるほどの損傷で、抜歯しようとした歯は、手をつけると細かく割れ、抜ききることができませんでした。息子は血を流しながら暴れて

泣き大きなパニックを起こしたのです。その姿を見て、全身麻酔の治療を選択しました。合計三回も「この薬で万一のことがあっても責任は問わない」という誓約書にサインをしました。事故から半年以上たっても顔の形が変わるほど腫れることもあり、2年以上たった今も完治していません。

このような治療は、健常の子どもであれば、危険な薬を使うこともなく、数分じっとしていればすむことばかりです。障害のある子どもだからこそ、このような大掛かりなことになるのです。

今回の事故は「人としての心」を持っていれば起こりえなかったことではないでしょうか。学校という場所で、先生という教育者が起こしたことは、とても信じられません。私たちは今回、同じような思いをしている自閉症の子どもが決して少なくなっていくことを知りました。息子のことをうやむやにしてしまつては、またどこかで繰り返されると感じたのです。

父親の陳述

裁判官のみなさま、今回の

私たちの裁判にあたって、ぜひとも自閉症に対する認識を深めていただき、ご理解ある判断をいただきたく、以下の三点をお願い致します。

第一点は、言わば障害児教育のプロともいえる心障学級の先生とそれを育てた学校長、さらに指導する立場の教育委員会

の起こした、とても深刻な事件だとして認識いただきたくお願いします。G先生は、5年間、同じ心障学級で教えていました。この長い間に、障害児教育の専門知識を十分持つことができなかったこと、また学校や教育委員会が指導

することができなかったことが問題ではないかと思えます。第二点目は、これまで数多くあると思われる健常児の事故とはまったく違う判断基準を持つてご審議をお願い致します。一般の子どもはこうだからとか、一般の指導はこうだといった基準ではなく、自閉症はこうである、自閉症児教育はこうであるという基準を持つてご審議ください。

今回、学校長や教育委員会が、健常児なら話せるからいいけど、自閉症児は話さないから事故原因がわからない、といって原因を曖昧にしたところ大いなる差別だと思えます。こんなことが、常識と判断されるようでは障害児や保護者たちは学校で起こった出来事に対して、いつも泣き寝入りを繰り返さなければならぬとなります。

さらに、三点目は、息子が言葉による指導を理解しづらいことを知っていながら、強い叱責を繰り返し、パニックを起こさせ閉じ込めるなど、自閉症児を持つ親には信じられない行為です。閉じ込めたこと自体なんら指導の意味もない虐待です。

私たちのような障害のある子どもの親は、普通の子ども

の親よりも学校に対して「預かってもらっている」という意識を強く持っています。でも、何もいわないことが子どもたちのためになると思いません。この裁判でしっかりと

としたご判断をいただくことが、多くの障害を持つ子どもたちのためになると思っております。どうぞこの思いをご理解いただいてご審議くださいますようお願い申し上げます。